

入札保証金説明書

1 入札保証金

入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に那覇港管理組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限の到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者
- (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合
- (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。

※ イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「国又は地方公共団体との契約履行証明書」を提出すること。

※ 「過去2箇年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2箇年間である。したがって、令和6年（2024年）9月4日以前に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。

※ 落札者が支社等の場合、当該支社が締結した契約のみ対象となる。

2-1 入札保証金（現金納付）

(1) 提出方法

ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること

※要事前連絡

イ 那覇港管理組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を納付し、領収書（写）を上記期限までに提出すること。

2-2 入札保証保険証券・入札保証書・国又は地方公共団体との契約履行証明書等

(1) 提出方法

持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）

(2) 保険期間・保証期間

入札執行日（開札日）から2か月とする。

2-3 有価証券等

受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当課まで連絡すること。

3 提出期限（到着）

(1) 上記1「入札保証金」のイによる場合：令和6年8月26日（月）17時まで

(2) 上記1「入札保証金」のイ以外の場合：令和6年9月3日（火）17時まで

4 提出先（担当課）

那覇港管理組合 総務部総務課財務係

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号（3階）

電話番号 098-868-2578